

# 草加市指南

## B-9-1 驾驶证

### 運転免許

- \* このシリーズはやさしい日本語で書かれています。
- \* 草加市にお住まいの方の情報は、[こちら](#)をご覧ください。

## 目録 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続
A-2	外国人登記	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本の税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
<b>B-9-1</b>	<b>驾驶证</b>	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此小册子按内容分章，您可根据需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口で頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立ててください。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

### 国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話：922-2970(直通)

ファックス：927-4955

E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所西棟2階エレベーター前

市役所2楼电梯前

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

编制：草加市 协助：草加市国际问询角

作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー

（平成28年度作成）

## B-9-1 驾驶证

在日本驾驶汽车或摩托车时，必须持有日本的驾驶证或日内瓦条约加盟国的国际驾驶证。

这里介绍如何把外国的驾驶证（母国的驾照）换成日本的驾驶证以及如何在日本取得驾驶证。

### 1. 换成日本的驾驶证

申请条件

- ① 持有有效的外国驾驶证。
- ② 在取得外国驾驶证后，在该国居住了3个月以上。

【申请方法】需要事先审查。请在受理时间内办理。

受理时间 早上 9:30~10:00 以及下午 2:00~2:30

※职员会要求申请者说明取得外国驾照的情况。

不会讲日语的人需要自带翻译一起去。

【申请条件】●申请书 ●手续费 ●外国驾照以及翻译文  
●护照（包括旧的护照）●在留卡 ●住民票  
●照片（竖 3cm\* 横 2.4cm）2 张（6 个月内摄影的）

• 驾驶证的译文必须是 JAF（日本汽车联盟的简称）或大使馆发行的。

JAF 埼玉县支部 电话 048-840-0025

• 换驾驶证时要参加学科考试（笔试）、实技考试、适应性检查等。学科考试也可用外语参加，请在事先审查时咨询好。

《问询处》 埼玉县警察驾驶证中心

电话 048-543-2001

地址 鴻巣市大字鴻巣 405 番地 4

JR 高崎线鴻巣站东口坐公共汽车（开往驾驶证中心）约 10 分钟。走路 25 分钟。

外国驾照转换日本驾照的问询时间 星期一~星期五 下午 3 点~5 点

电话 048-543-2001

## B-9-1 運転免許

日本で自動車やバイクを運転するには、日本の自動車運転免許証又はジュネーブ条約加盟国で交付された国際免許証が必要です。

ここでは、外国（自国免許）から日本免許への切り替えや日本での運転免許取得について説明します。

### 1. 日本の運転免許証への切り替え

【申請条件】①有効な外国免許を持っていること。

②外国免許を取得後、3ヶ月以上その国に住んでいたこと。

【申請方法】事前審査が必要です。受付時間内に行ってください。

受付時間 午前9:30~午前10:00 と午後2:00~午後2:30

※外国免許の取得状況などについて係員が申請者に説明を求めます。

日本語が話せない方は通訳のできる人と一緒に行ってください。

【必要な物】●申請書 ●手数料 ●外国免許とその翻訳文

●パスポート全て（古いもの） ●在留カード ●住民票

●写真（たて 3 cm×よこ 2.4 cm）2 枚（6 か月以内に撮影したもの）

• 免許の翻訳文は、「JAF」または大使館作成のものに限ります。「JAF」は、日本自動車連盟の略です。 JAF埼玉支部 電話 048-840-0025

• 切り替えに際しては学科の試験、実技試験、適性検査などが行われます。

学科試験は各国語で受けられることもありますので、事前審査時に確認してください。

《問合せ先》 埼玉県警察運転免許センター

住所 鴻巣市鴻巣405番地の4：JR高崎線鴻巣駅東口からバス（免許センター行き）で約10分 または徒歩約25分

外国免許の日本免許への切替相談：電話 048-543-2001

月~金 3:00pm~5:00pm

## 2. 取得驾驶证

### (1) 驾驶证的区分

#### • 第一种驾驶证

是驾驶一般的汽车或摩托车时的必要证件。驾驶公共汽车、出租车时需要第二种驾驶证。

### (2) 驾驶证的种类（只列举一部分，详情请询问附近的警察署）

驾驶证种类	可驾驶的車輛
普通手動車	手動和自動普通車、手動和自動普通貨車、電動自行車。
普通自動車	普通自動車、電動自行車。
普通二輪車	超過 50 c c、400 c c 以下的二輪摩托車、電動自行車。
大型二輪車	普通二輪車以及超過 400 c c 的二輪摩托車。
原付	電動自行車。

※有用英語教課的駕駛學校（民間）。

## 3. 更新驾驶证

### (1) 驾驶证的有效期

对于如果有驾驶证 5 年以上，无事故、无违章的未滿 70 岁的人，有效期間可延長到第五个生日的下一個月為止。

（如果有违章、有效期間 3 年。）

## 2. 免許証を新しく取得する場合

### (1) 運転免許の区分

#### • 第一種免許

普通に自動車やバイクを運転しようとする場合に必要な免許です。この免許では、乗り合いバスやタクシーを運転することは出来ず、第二種免許が必要です。

### (2) 運転免許の種類（一部分のみ掲載、詳細は最寄の警察署に照会のこと）

所持免許	運転できる車種
普通自動車MT車	普通自動車と普通貨物車のマニュアル車とオートマチック車、原動機付自転車。
普通自動車AT車	普通自動車のオートマチック車及び原動機付自転車。
普通二輪免許	50CC を超え 400CC 以下の二輪自動車、原動機付自転車。
おおがたにりんめんきょ 大型二輪免許	普通二輪に加え、400CC を超える二輪車。
げんつきめんきょ 原付免許	原動機付自転車のみ。

\*英語で教習を受けられる自動車学校（民間）もあります。

## 3. 免許証の更新

### (1) 免許証有効期限

5年以上日本の免許証を持っていて、過去5年間「無事故無違反」である70歳未滿の運転者は、交付された日から5回目の誕生日の1ヶ月後の日まで。

（ただし、違反した場合の有効期限は3年になります。）

## (2) 更新手続

在草加警察署办理（但是违章分数高的人要到鴻巣の埼玉県驾驶证中心）  
在生日的一个月前起到有效期限后的一个月之内办理。

## (3) 申请时必要的材料

・ 申请书      ・ 驾驶证      ・ 在留卡      ・ 手续费

※不需要照片。

《问讯处》 草加警察署 电话 048-943-0110

埼玉県警察運転免許センター（驾照中心）

电话 048-543-2001 转内线 233 讲习担当

## 4. 驾驶证的分数制度

分数制度是指驾车者（含摩托车）在过去 3 年间，若有交通违章以及交通事故时要被记上一定的分数，根据累计的分数对驾车者进行取消驾驶证、停止开车等处分。

※肇事、酒后驾驶、违章停车、开车时使用手机、不携带驾驶证、无视信号、妨碍步行者、汽车整修不良等要被记分。

## (2) 更新手続

草加警察署で、誕生日の1ヶ月前から有効期限の1ヶ月後までの2ヶ月間に手続きできます。（ただし違反点数の多い人などは鴻巣の埼玉県運転免許センターまで行かなければなりません。）

## (3) 申請に必要な書類など

- 申請書
- 免許証
- 在留カード
- 手数料

\* 写真は必要ありません。

《問合せ先》 草加警察署 電話 048-943-0110

埼玉県警察運転免許センター 電話 048-543-2001（内線233/講習係）

## 4. 免許の点数制度

点数制度とは、自動車（バイクを含む）運転者の過去3年間の交通違反や交通事故に一定の点数を付け、その合計点数（累積点数）に応じて、免許の取り消し、停止などの処分を行う制度です。

\* 事故を起こした場合、酒気帯び運転、駐車違反、携帯電話の使用、免許不携帯、信号無視、歩行者妨害、車の整備不良などで点数がつきます。